

ため池の整備が可能な事業一覧

※主要な事業のみ

山口県
H24.4月版

区分	交付金事業					県単独事業
	公共事業					
	地域自主戦略交付金					
事業名	ため池等整備事業	地域ため池総合整備事業	中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業	集落基盤整備事業	単県農山漁村整備事業
工種	ため池整備工事	農業用ため池の改修	農地防災事業	農地防災事業	農用地の改良又は保全	危険ため池整備事業
事業内容	農用地、農業用施設等の災害を防止するために行う農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）の新設若しくは変更、新設と併せて行うため池の廃止及びこれらの附帯施設の整備	地域ため池総合整備計画を策定し、同計画に基づき、防災・減災を核とし、併せて環境・利活用を通じた保全を図るハード・ソフト対策を総合的に実施	農業生産基盤の整備を効率的に行うとともに、農村生活環境等の整備を併せて総合的に実施し、農業・農村の活性化を図る	農業生産基盤の整備を効率的に行うとともに、農村生活環境等の整備を併せて総合的に実施し、農業・農村の活性化を図る	集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に実施	危険ため池の改修及び廃止、または改修と併せて行う貯水量確保のために必要な工事
単独実施の可否	○	×（事業趣旨から不適）	×（他工種と併せて実施）	×（他工種と併せて実施）	×（集落基盤と併せて実施）	○
実施要件	<p>(1) 大規模 ・受益面積100ha以上（70ha以上） ・事業費8,000万円以上（3,000万円以上）</p> <p>(2) 小規模① ・受益面積40ha以上（20ha以上） ・事業費5,000万円以上（3,000万円以上）</p> <p>(3) 小規模② ・受益面積10ha以上 ・事業費800万円以上</p> <p>(4) 小規模③ ・受益面積10ha未満 ・事業費800万円以上</p> <p>※（ ）は中山間地域</p> <p>(1) 大規模 (2) 小規模① (3) 小規模② は 県</p>	<p>(1) 調査計画事業 地域に所在する複数のため池を対象とする全体基本計画及び総合整備事業のための整備事業計画が策定される見込みがあること。</p> <p>(2) 総合整備事業 総合整備計画を構成する全体基本計画に位置付けられ、かつ、整備事業計画が策定されている事業であって、次のすべての要件を満たすこと。 ①総事業費がおおむね3,000万円以上であること。 ②農業用ため池の改修の事業を1箇所以上実施すること。 ③農業用ため池の改修及び附帯施設の整備については、次の要件を満たすこと。 (受益面積要件) ・大規模 100ha以上 ・小規模 10ha以上 ※特定市町は5ha以上</p>	<p>①5法指定地域（若しくは準する地域）又は5法指定地域を含む市町村であること。</p> <p>②生産基盤と生活環境を一体的に行い、かつ生産基盤を2事業以上実施。</p> <p>③事業に係る受益面積の合計が次の基準を満たす地域。 【県 営】60ha以上 【団体 営】20ha以上</p> <p>④農村振興基本計画に基づく実施計画が策定された地域。</p> <p>⑤生産基盤の実施地域は、林野率50%以上かつ勾配1/100の農用地面積が全農用地面積の1/2以上を占める地域であること。</p>	<p>①5法指定地域（若しくは準する地域）又は5法指定地域を含む市町村であること。</p> <p>②ほ場整備事業と他の生産基盤を併せ行う。</p> <p>③事業に係る受益面積の合計が次の基準を満たす地域。 【県 営】20ha以上 【団体 営】10ha以上 (県 営、団体 営共、ほ場整備を10ha以上含むことが必要)</p> <p>④農村振興基本計画に基づく実施計画が策定された地域。</p> <p>⑤生産基盤の実施地域は、林野率50%以上かつ勾配1/100の農用地面積が全農用地面積の1/2以上を占める地域であること。</p>	<p>①「農村振興基本計画」が作成されている区域であること。</p> <p>②農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）の区域であること。</p> <p>③事業計画区域において、農業生産基盤の整備及び集落基盤の整備を総合的に行うものであること。（ただし、周辺農用地の整備が完了している事業計画区域又は近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であって、集落基盤整備の工種を中心とする整備を実施する場合は、この限りでない。）</p> <p>④本事業により整備される施設の維持管理が適正に行われると認められ、必要に応じて予定施設管理者の同意が得られていること。</p> <p>⑤総事業費が2億円以上であること。</p> <p>【留意事項】 ・生産基盤整備において、土地改良法施行令第50条に規定する面積要件が適用される。 ①農用地排水施設60ha、②農業用道路50ha、③農用地の造成40ha、④防災ダム60ha、⑤農地の保全上必要な施設20ha、⑥区画整理60ha ・ただし、2工種以上と併せて行う場合の3工種目以降の工種面積要件は10ha。</p>	<p>①事業実施地域が、農業振興地域あるいは関係農家が当分の間、農業経営を継続する市街化区域及び用途区域であること。</p> <p>②事業費50万円以上</p> <p>③県地域防災計画に設定された危険ため池であること。</p> <p>④貯水量が300m3以上であること。</p> <p>⑤ため池の改修の場合、関係農家2戸以上。</p> <p>⑥ため池の廃止については、市町内の同一流域に位置する複数のため池、または単独のため池を対象とする。</p>
事業主体	(1)～(3)は県 (4)は市町等	県	県・市町	県・市町	県・市町・土地改良区・農協等	市町・土地改良区・農協等
負担割合	<p>(県 営) (1) 大規模 国55%、県30%、地元15% (2) 小規模① 国50%、県35%、地元15% (3) 小規模② 国50%、県30%、地元20% (過疎・山振) 国50%、県35%、地元15%</p> <p>(団体 営) (4) 小規模③ 国50%、県25%、地元25% (過疎・山振・離島) 国50%、県35%、地元15%</p> <p>※危険ため池であること ※当該事業費の地元負担を2%以下とすること</p>	<p>国50%、県 未定、地元 未定 【中山間地域】 国55%、県 未定、地元 未定</p>	<p>●生産基盤 【県 営】 国55%、県30%、地元15% 【団体 営】 国55%、県15%、地元30%</p>	<p>●生産基盤 【県 営】 国55%、県30%、地元15% 【団体 営】 国55%、県 未定、地元 未定</p>	<p>県 営 国50%、県25%、地元25% 団体 営 国50%、県 未定、地元 未定</p>	<p>県 40～60%※ ※市町の財政力指数による ※農家負担を2%以下とすることを条件</p> <p>市町 【市町が事業主体の場合】 県費を含め事業費の65%以上 【その他団体が事業主体の場合】 県費を含め事業費の60%以上</p>